

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（第一条関係）
 （傍線部は改正部分）

改正案

現行

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合（<u>第四条―第五条の二</u>）</p> <p>第三章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（対象試合）</p> <p>第四条 スポーツ振興投票の対象となる試合は、第二十三条第一項の規定による指定を受けた法人（次条、<u>第十条第二項第一号及び第二号並びに第十二条において「機構」という。</u>）が開催する第二十四条第一号に規定するサッカーの試合（次条、<u>第五条の二、第七条第一項及び第十条第二項第四号において「対象試合」という。</u>）とする。</p> <p>（特定対象試合）</p> <p><u>第五条の二</u> センターは、対象試合のほか、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする組織で文部科学大臣が指定するものが開催するサッカーの試合で文部科学省令で定める</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合（<u>第四条・第五条</u>）</p> <p>第三章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（対象試合）</p> <p>第四条 スポーツ振興投票の対象となる試合は、第二十三条第一項の規定による指定を受けた法人（次条、<u>第十条第三号及び第四号並びに第十二条において「機構」という。</u>）が開催する第二十四条第一号に規定するサッカーの試合（次条、<u>第七条第一項及び第十条第六号において「対象試合」という。</u>）とする。</p> <p>〔新設〕</p>

基準に適合するもの（第七条第三項、第十条第三項第四号及び第四十条第一項第二号において「特定対象試合」という。）をスポーツ振興投票の対象とすることができる。

（試合の指定等）

第七条 センターは、文部科学省令で定めるところにより、実施するスポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、対象試合のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合を指定するものとする。

2 センターは、前項の指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、指定の内容その他必要な事項を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、特定対象試合に係るスポーツ振興投票に準用する。この場合において、第一項中「あらかじめ」とあるのは、「あらかじめ、そのスポーツ振興投票の対象となる試合の数が三を下回らない数となるよう」と読み替えるものとする。

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 スポーツ振興投票に関する政府職員

二 センターの役員及びスポーツ振興投票に関するセンターの

職員

〔削る〕

〔削る〕

（試合の指定等）

第七条 センターは、文部科学省令で定めるところにより、実施するスポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、対象試合のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合を指定するものとする。

2 センターは、前項の指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、指定の内容その他必要な事項を公示しなければならない。

〔新設〕

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 スポーツ振興投票に関する政府職員

二 センターの役員及びスポーツ振興投票に関するセンターの

職員

三 機構の役員及び職員

四 第二十四条第一号に規定するサッカーチームを保有する機構

「削る」

「削る」

2| 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項の規定により指定された個々の試合（第十二条、第十七条第一項、第三十二条、第三十七条、第三十八条、第四十一条及び第四十二条において「指定試合」という。）に係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 機構の役員及び職員

二 第二十四条第一号に規定するサッカーチームを保有する機構の社員（その社員が法人である場合には、その法人の役員）

三 第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員

四 天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者（前三号に掲げる者を除く。）

3| 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第三項において準用する同条第一項の規定により指定された個々の試合（以下この項、第十二条の二、第十三条、第十七条第一項、第三十二条、第四十条第一項第二号及び第四十一条において「特定指定試合」と

の社員（その社員が法人である場合には、その法人の役員）

五| 第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員

六| 天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者（前三号に掲げる者を除く。）

〔新設〕

〔新設〕

いう。)であつて当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする組織で第五条の二の指定を受けたもの(以下この項及び第四十条第一項第二号において「指定組織」という。)の役員及び職員 当該指定組織が開催する特定指定試合

二 指定組織が開催するサッカーの試合に係るサッカーチームを編成し、又は保有する者(その者が法人である場合には、その法人の役員) 当該指定組織が開催する特定指定試合

三 指定組織がその開催するサッカーの試合に出場することができる者を確定するために行う登録を受けた選手、監督及びコーチ並びに当該試合の審判員として登録を受けた者 当該指定組織が開催する特定指定試合

四 天候の悪化その他やむを得ない事由により特定対象試合の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者(前三号に掲げる者を除く。) 当該特定対象試合を開催する指定組織が開催する特定指定試合

(指定試合の結果の通知)

第十二条 機構は、文部科学省令で定めるところにより、指定試合の結果を確定し、その全てが確定した日から十日以内に、それをセンターに通知しなければならない。

(試合の結果の通知)

第十二条 機構は、文部科学省令で定めるところにより、第七条第一項の規定により指定された個々の試合(以下「指定試合」という。)の結果を確定し、その全てが確定した日から十日以内に、それをセンターに通知しなければならない。

(特定指定試合の結果の確認等)

第十二条の二 センターは、文部科学省令で定めるところにより、特定指定試合の結果について確認しなければならない。

2 次条の払戻金の交付を開始するまでの間において、特定指定試合にその公正さを害する行為があつたと明らかに認められるときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなつたときは、当該特定指定試合は開催されなかつたものとみなす。

(払戻金の交付)

第十三条 センターは、第十二条の規定による通知を受けたときは、前条第一項の規定により特定指定試合の結果を確認したときは、文部科学省令で定めるところにより、スポーツ振興投票券の売上金額（スポーツ振興投票券の発売金額から第十七条第三項の返還金の総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）に二分の一を超えない範囲内において政令で定める率を乗じて得た金額を合致の割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額（以下「配分金額」という。）を合致の割合ごとに各合致投票券（合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。）にあん分した金額（当該あん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合にあつては当該券面金額とし、当該あん分した金額が合致の割合ごとに政令で定める金額（以下この条及び次条第二項において「払戻金の最高限度額」という。）

〔新設〕

(払戻金の交付)

第十三条 センターは、前条の規定による通知を受けたときは、文部科学省令で定めるところにより、スポーツ振興投票券の売上金額（スポーツ振興投票券の発売金額から第十七条第三項の返還金の総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）に二分の一を超えない範囲内において政令で定める率を乗じて得た金額を合致の割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額（以下「配分金額」という。）を合致の割合ごとに各合致投票券（合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。）にあん分した金額（当該あん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合にあつては当該券面金額とし、当該あん分した金額が合致の割合ごとに政令で定める金額（以下この条及び次条第二項において「払戻金の最高限度額」という。）を超える場合にあつては払戻金の最高限度額とする。）を、合致投票券

を超える場合にあっては払戻金の最高限度額とする。)を、合致投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合又は特定指定試合の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合又は特定指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

2・3 (略)

第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合又は特定指定試合の結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合又は当該特定指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であつて前条の違反行為の相手方となつたもの

二 (略)

と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

2・3 (略)

第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合の結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条各号のいずれかに該当する者であつて前条の違反行為の相手方となつたもの

二 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十条第一項各号及び第二項各号に掲げる者以外の者であつて第三十二条の違反行為の相手方となつたもの

第三十七条 機構の役員若しくは職員又は第十条第二項第二号から第四号までに掲げる者（次条において「対象試合関係者」という。）が、その担当する第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与する指定試合に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十八条 機構の役員若しくは職員又は対象試合関係者にならうとする者が、その担当すべき第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与すべき指定試合に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、機構の役員若しくは職員又は対象試合関係者となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 機構の役員若しくは職員又は対象試合関係者であつた者が、その在職中に請託を受けてその担当した第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与した指定試合に関して不正な行為をし、

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十条各号に掲げる者以外の者であつて第三十二条の違反行為の相手方となつたもの

第三十七条 機構の役員若しくは職員又は第十条第四号から第六号までに掲げる者（次条において「試合関係者」という。）が、その担当する第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与する指定試合に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十八条 機構の役員若しくは職員又は試合関係者にならうとする者が、その担当すべき第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与すべき指定試合に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、機構の役員若しくは職員又は試合関係者となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 機構の役員若しくは職員又は試合関係者であつた者が、その在職中に請託を受けてその担当した第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与した指定試合に関して不正な行為をし、又は

又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条又は第三十八条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者

二 不正の利益を得るために指定組織の役員若しくは職員又は第十條第三項第二号から第四号までに掲げる者に対してその担当する特定対象試合の開催その他の政令で定める業務に係る職務又はその関与する特定指定試合に関して金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十一条 偽計又は威力を用いて指定試合又は特定指定試合の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

第四十条 第三十七条又は第三十八条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十一条 偽計又は威力を用いて指定試合の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

改正案

現行

（センターの目的）

第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園（第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

五 投票法に規定する業務を行うこと。

六 スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進

及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの

防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が

（センターの目的）

第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

五 投票法に規定する業務を行うこと。

〔新設〕

公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うこと。

七 (略)

八 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

九・十 (略)

2 (略)

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十四条 前条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる

六 (略)

七 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

八・九 (略)

2 (略)

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十四条 前条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務並び

業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てることができる。

257 (略)

附則

(業務の特例等)

第六条 (略)

257 (略)

8 センターは、前項の規定により第二項に規定する勘定に属する積立金として整理した金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中期目標の期間(第二十四条第一項に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。

9 センターは、第一項に規定する業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中

にこれらに附帯する業務の財源に充てることができる。

257 (略)

附則

(業務の特例等)

第六条 (略)

257 (略)

8 センターは、前項の規定により第二項に規定する勘定に属する積立金として整理した金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中期目標の期間(第二十四条第一項に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。

9 センターは、第一項に規定する業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中

期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。

10・11 (略)

(収益の算定方法の特例)

第八条の二 第二十二條の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「運営費の金額」とあるのは「運営費の金額及び投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

2 前項の場合における第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二條の規定の適用については、第三十七条第一項中「第二十二條第一項」とあるのは「附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二條第一項」と、投票法第二十一条第五項及び第二十二條中「センター法第二十二條第一項」とあるのは「センター法附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用するセンター法第二十二條第一項」とする。

期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。

10・11 (略)

〔新設〕

〔特定業務に必要な費用への充当等〕

第八条の三 センターは、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十二條第一項に規定する投票法第十三條に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額（以下「特定金額」という。）を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であつて緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務（以下「特定業務」という。）に必要な費用に充てるものとする。

〔新設〕

2 センターは、特定金額を、翌事業年度以後の事業年度における特定業務の財源に充てるため、特定業務特別準備金として整理しなければならない。この場合において、通則法第四十四條第一項の規定は、適用しない。

〔区分経理〕

第八条の四 特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

〔新設〕

2 前項の場合における第二十四條第一項及び第四項の適用については、これらの規定中「特別の勘定」とあるのは、「特別の勘定及び附則第八条の四第一項に規定する特定業務勘定」とする。

(利益及び損失の処理の特例)

第八条の五 センターは、特定業務勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の特定業務の財源に充てなければならない。

〔新設〕

(長期借入金及び日本スポーツ振興センター債券)

第八条の六 センターは、特定業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本スポーツ振興センター債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

〔新設〕

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、センターの財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 センターは、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた

銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第八条の七 センターは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(資本金の特例)

第八条の八 特定業務が行われる場合における第五条第二項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中「政府」とあるのは「政府及び政令で定める地方公共団体」と、同条第二項中「スポーツ振興基金」とあるのは「スポーツ振興基金又は附則第八条の三第一項に規定する特定業務に必要な資金」とする。

[新設]

[新設]

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（附則第二条関係）（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正） 第四十九条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。 （略） 第十五条第一項第八号中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。 （略）</p>	<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正） 第四十九条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。 （略） 第十五条第一項第七号中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。 （略）</p>

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第 号）（附則第三条関係）
（傍線部は改正部分）

改正案

現行

（住民基本台帳法の一部改正）
第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

（住民基本台帳法の一部改正）
第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の四十七の項の次に次のように加える。

別表第一の四十七の項の次に次のように加える。

(略)	(略)
四十七の四 独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）による同法第十五条第一項第七号又は同法附則第八条第一項の災害共済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

(略)	(略)
四十七の四 独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）による同法第十五条第一項第六号又は同法附則第八条第一項の災害共済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)